

外交的保護、個人請求権と戦後補償問題

湯 山 智 之*

目 次

はじめに

- I. 個人の被害に対する国家の請求権（外交的保護権）と個人の請求権
- II. 平和条約の請求権放棄条項と戦後補償裁判
 1. 第二次世界大戦の戦争賠償の処理
 2. 日本の戦争賠償と戦後補償裁判
 3. 考 察

結論に代えて

はじめに

本稿は、戦後補償問題の国際法上の側面を考察する¹⁾。サンフランシスコ平和条約（対日平和条約）で日本と連合国が放棄した「国民の請求権」が国の国際法上の権利である外交的保護権であるのか国民の個人の請求権であるのか、個人の請求権であるとして、国際法上のものか国内法上のものか、種々の見解がある。

筆者はかつて外交的保護についての検討を行った²⁾。外交的保護についても、判例・通説では国家の権利とされているが、職能とする説や権利であるが一定の制約が課せられるとの見解もあり、援用される権利についても誰の権利であるかについての議論がある。また、国際法における個人の人権の承認の影響も考える必要がある。このような視点も踏まえて考察する。

* ゆやま・ともゆき 立命館大学法学部教授

I . 個人の被害に対する国家の請求権（外交的保護権）と個人の請求権

国際法は、伝統的に国家間の法であった。国際法上の権利義務は国家に帰属し、ある国が国際法に違反する行為を行った場合、被害を受けた国が違法行為を行った国に対して、二国間の関係において国家責任を追究することが原則であった。国際法から見れば個人は不可視の存在であり、国家と個人の関係は各国の国内法上の問題とされてきた。

ある国が他国の国民に被害を与えた状況では、法的には国内法と国際法の両方の問題となりうる。第一に国内法上の問題であり、被害者が個人として、加害国を相手取って同国法に基づき同国裁判所において被害の回復を求めることができる。もっとも、国内法の内容は国によって異なる。日本は、国家賠償法によって国の賠償責任が定められているが、旧憲法時代は国家無答責原則といって、公権力の行使に国は責任を負わないとされていた。かつては同原則や英米法の主権免責などの法理を持つ国が大半であった。英国や米国のように戦争損害への政府の責任を免除する法制もある。

第二は国際法の次元である。国際法上、被害者の本国（国籍国）は国際法に従って、加害国に対して救済を請求する権利を有し、これを外交的保護権という。これは国際法違反に対する国家責任の追及の一環であるから、加害国の側の国際義務の違反が前提である³⁾。

伝統的国際法では、法主体は基本的に国家のみであったので、個人は国際的次元で直接請求することはできなかった。国民が受けた被害はその国籍国の被害とみなされ、国籍国が加害国に対して責任を追究する。これは国の固有の権利、「自身が有する、自国民の人身において国際法を尊重させる権利」として定式化された⁴⁾。

外交的保護の行使には一定の手続的条件があり、その一つが国内救済完了原則である。これは、国際違法行為と主張される行為の被害者が加害国の国内裁判所であらゆる救済手続を尽くして救済が得られなかったのではな

ければ、国籍国が被請求国に公式の請求をすることはできないとの原則である⁵⁾。また、国民が国内の手続でその請求への満足を得れば、国民の損害を前提とする外交的保護はその根拠を失う。ゆえに、国民の国内法上の請求権と国家の国際法上の請求権には一定の連関があるといえる。

この外交的保護には一定の特徴がある。第一に、国の権利であるがゆえに、外交的保護の行使をするか否かは国籍国の裁量である。政治的な考慮から加害国への請求を差し控えることもある。その場合、個人の被害は救済されないままである。

第二に、外交的保護の行使を放棄することまたは相手国と放棄を合意することや、一定の妥協した金額で解決することもできる。被害者の意向を考慮する義務もないとされる。

その例として、帝政ロシアの債務問題がある。1822年から1914年までの間に帝政ロシア政府が発行した国債総額約120億金フランを約200万のフランス国民（法人を含む）が購入したが、ロシア革命後に成立したソビエト連邦政府は前政権の全債務を廃棄した（1918年）。フランスはソ連政府と交渉を行ったが進展はなかった。

ソ連崩壊後の1996年11月にフランスとロシア連邦が署名した、相互の債権の最終的解決に関する合意覚書及び翌年5月の補足協定で、ロシアがフランスに4億米ドルを分割して支払い、フランスが債権者に分配することが合意された。そして、債務の問題は最終的に解決されたとみなされることが取り決められた⁶⁾。ロシアが支払った金額は約24億フランに相当し、実際の債務額の1%以下といわれる⁷⁾。国債保有者はフランスによるさらなる補償を求めて提訴したが、政府の対外関係の問題で統治行為であるとして却下され⁸⁾、欧州人権裁判所のDe Dreux-Breze事件受理可能性決定（2001年）も、フランスの欧州人権条約違反はなかったと認定した⁹⁾。このように、国が国民の被害の部分的な解決のみで合意することがありうる。

外交的保護の第三の特徴として、加害国から賠償金の支払いを受けた場合に、この金銭の使途も国籍国の自由に委ねられている。国際法上は、国

籍国が有する自身の権利の侵害に償いを受けたものと観念され、被害者に移転する義務は存在しない。

国連国際法委員会の外交的保護条文(2006年採択)は、被害者への移転の有力な実行が存在することを認めたと、得られた金銭賠償を被害者に移転すべきであると非拘束的な文言で規定するにとどまった¹⁰⁾。

国際的次元で個人が他国の国際違法行為に対して賠償を受ける権利は存在するであろうか。伝統的国際法は国家中心に発達したもので、国家のみが国際法の主体とされ、個人は本国の外交的保護により間接的に保護されるにとどまった。

個人の国際法主体性に関する伝統的通説によれば、国際法が個人に権利義務を付与しているようにみえる場合でも、個人がその名において権利を主張または義務を執行される国際的な手続(国を相手とする国際裁判所への出訴権や国際組織への申立権など)が存在してはじめて国際法上の権利義務を有するとされてきた¹¹⁾。

通説では、条約が文言上個人に権利義務を付与しているようにみえる場合も、実際は、国に、他の国との関係で、個人への権利付与または個人の処罰を義務づけるまたは授權するに過ぎないとされる。例えば、二国間の通商条約が個人の「権利」を規定する場合も、権利を侵害した締約国の国内法において回復を求める国内法上の権利であり、国際法上は国籍国の外交的保護に頼らなければならないとされる¹²⁾。ゆえに真の個人の権利または義務を認めるためには国際的な手続の存在が必要とされてきた。

しかし、国際法は、それを意図すれば、いかなる形であっても(国際的手続の存在を前提としなくても)、個人の権利義務を創設することができるはずである¹³⁾。通説的見解は実体的権利の存在を手続的権利の存在に依存させる点で矛盾がある¹⁴⁾。また、国際人権法や、人道に対する罪や戦争犯罪などの国際法上の犯罪の処罰が発展した現代国際法と整合しない。

国際司法裁判所のラグラン事件判決(2001年)は、規定の文言のみを根拠に(国際的手続の存在なしに)、抑留された者が本国の領事と面会する権利を

規定した領事関係条約36条1項が、個人の権利を創設したものであると認められた¹⁵⁾。

国際法における個人の権利または義務の有無は手続の存在に依存しないと考えるべきであろう。それは、判例の表現に従えば、規則の文言と一般的趣旨に示される国の意思による。もちろん、文言上個人の権利または義務が規定されているだけでは、実際は国の権利または権限を規定している場合と区別できないので、問題となる規則の内容（特に個人に付与される地位の性質）や目的を精査する必要がある。それを踏まえて、国際人権や国際法上の犯罪は個人の権利義務であるといえる。

一般的に国の国際違法行為に対する個人の国際法上の請求権は存在しないが、本稿に關係する武力紛争法（国際人道法）の分野においては議論がある。1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）3条は、陸戦規則に違反した「交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス」と規定し、軍隊構成員のすべての行為に対する交戦国の賠償責任を認める¹⁶⁾。責任に関する一次規則であり特別法であるが、同条が、被害を受けた個人に損害賠償請求権を創設したものであるかについて議論がある¹⁷⁾。

同条については、準備作業の議論から、個人の賠償請求権を認めたものであるとの見解も主張される¹⁸⁾が、被害国が賠償の権利を保持することを前提とし、個人の損害を賠償の対象として想定したのみで、個人の請求権まで認めていたわけではないとの反論もある¹⁹⁾。諸外国の裁判例でも消極的に解するものが多い²⁰⁾。同条が文言及び趣旨から個人に権利を付与する意図があったかになるが、文言上、賠償の相手方は特定されておらず、個人の権利として規定されていない。当時の国際法は、同じハーグ会議で国際捕獲審検所設置条約（未発効）が採択されたように、個人の権利が承認され始めた時期であり、違反国と被害者の国籍国の間での賠償であると推論される。個人の損害や個人への賠償付与を念頭に置いていたとしても、国の請求権（外交的保護）は個人の損害を前提とするので、違反国が被害者に

直接、金銭賠償を支払って責任を解除することもできる(この点に賠償の対象を特定しないことの意義が認められる)。陸戦条約が戦争法違反の損害に対する個人の請求権を創設しているとみるのは困難である(後述するように、近年の発展に照らした解釈の変化はありうる)。

武力紛争法違反に対する国際法上の個人の賠償請求権が存在しないからといって、前述したように、国内法上の個人の請求権も存在しなくなるわけではないことに注意が必要である。国内法の内容に依存するが個人が行使用することができる²¹⁾。

Ⅱ. 平和条約の請求権放棄条項と戦後補償裁判

1. 第二次世界大戦の戦争賠償の処理

伝統的国際法においては、国家間の戦争状態を終結するために平和条約が締結された。平和条約では、敗戦国が戦勝国に多額の賠償金の支払いを約束することが通常であり、戦勝国の戦費を負担するものと観念された。第一次大戦後に連合国がドイツと締結したベルサイユ条約では戦争損害への賠償の名目でドイツに多額の賠償金支払いが義務づけられた。第二次世界大戦での戦後処理では、それに比べると戦争賠償は緩やかであった。

日本の戦争賠償をみる前に、他の枢軸国の状況を概観する。ドイツについては、1945年8月の米英ソ三国のポツダム協定で、占領したドイツ領域にある産業設備の接収及び在外ドイツ資産の接収による方針が合意された。在外ドイツ資産の接収は、1945年10月30日の管理理事会法第5号に基づいて行われた。西ドイツについては、西側諸国による1945年12月22日の「ドイツからの賠償に関するパリ協定」に基づき、産業設備の解体と接収が行われた。1952年に米英仏三大国と西独が締結した「戦争及び占領から生じる問題の解決に関する条約」(ボン協定とそれを修正した54年のパリ協定)は、連合国の行為から生じた連合国及びその国民に対する、西ドイツ政府及び国民によるいかなる請求も提出されえないこと、西ドイツは在外資産に関

してとられた措置に異議を申し立てないこと、差し押さえられた財産の所有者であった自国民に補償を支払うことなどを義務づけ、財産権を得た者への請求及び訴えは受理不可能であることなどを規定した。また、賠償問題の最終的解決は（統一）ドイツと締結される平和条約によることとし、それまで三大国はさらなる賠償請求を行わないことを約束した（第Ⅵ章1条及び3条）。1953年の「ドイツの対外債務に関するロンドン協定」も、大戦から生じたドイツに対する債権の検討を賠償問題の最終的解決まで延期すると規定した（5条2項）。

西ドイツは、1957年の一般戦争結果法でドイツに対する請求権を消滅させつつ、他方で、占領当局の法制を引き継いで、1956年にナチスの不法に対する補償を行う連邦補償法を制定し、（戦争賠償としてではなく道義的責任として）迫害の犠牲者に対する補償を行った。これを国外に居住する外国人にも適用する形で、1950年代から60年代にかけて西欧諸国やイスラエルなど16カ国と一括補償協定を締結した。

ドイツ統一に関連して東西ドイツと米英仏ソ四国の間で締結された、「ドイツに関する最終的解決に関する条約」（1990年）は、賠償問題に言及することなく四大国のドイツに対する権利と責任を終了させた。ドイツ政府は賠償問題は解決済みとの立場をとった。しかし、1991年にポーランドの強制労働被害者に対して任意のものとして基金を設置して補償を行ったほか、旧ソ連・東欧諸国などに同様の補償を行った²²⁾。

イタリアについては、1947年2月に平和条約が署名された。イタリアはソ連など5カ国に戦争物資の生産に向けられた設備の移転、現在の産業生産による現物賠償、及び管轄下のイタリア財産の処分の方法により、所定の金額の賠償を支払うこととされた。他の連合国は自国の管轄下にあるイタリア財産から満足を得ることとされ、この権利が戦争による自国及びその国民のすべての請求をまかなうものであると宣言した（実質的な請求権の放棄。80条）。イタリアはその財産が収用された者に補償を支払うことを義務づけられた（74条）。

また、イタリアは、自国政府及び自国民のために、戦争から生じた連合国に対するすべての請求権を放棄した。この放棄の規定は、あらゆる請求権を完全かつ最終的に阻害するものとし、それは今後消滅させられると規定した(76条)²³⁾。

2. 日本の戦争賠償と戦後補償裁判

日本の戦後処理については、東西冷戦が始まり、西側諸国の一員として復興と国際社会復帰を優先するとの意図から、戦争賠償については緩やかな措置が講じられた²⁴⁾。

1951年の対日平和条約は、14条で日本に対する賠償について規定した。同条(a)柱書は、「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」と、一定の認識を示した特異な規定である。

そして、日本によって占領され損害を受けた連合国が希望する場合に当該国との交渉によって日本が付与する役務賠償(14条(a)1)、条約発効時に連合国の管轄下にある日本国及び日本国民の財産の処分(同条(a)2)、連合国以外の国にある日本国及び日本国民の資産の連合国捕虜への補償への充当(16条)などを行う²⁵⁾ほかは、14条(b)で、「(略)連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権(略)を放棄する」と規定した²⁶⁾。

他方で、日本が連合国に対して有する請求権についても、19条(a)で、「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄」と規定した。

なお、ソビエト連邦とは1956年に日ソ共同宣言で相互に一切の賠償請求

権を放棄し、中華人民共和国政府は1972年の日中共同声明で日本に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言した²⁷⁾。

なお、朝鮮半島は大戦中、日本の植民地であり、大韓民国は連合国ではないが、1965年に日韓請求権協定が締結され、日本が韓国に対する一定金額の経済協力を行うことを約束した上で、日韓両国が両国とその国民の間の請求権に関する問題が、「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」し、協定署名日前に生じた事由に基づく、一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権に関して「いかなる主張もすることはできないものとする」ことを取り決めた。

対日平和条約における、国民の請求権を放棄するとの規定の意味については、締結当時、日本政府は私人の権利を放棄したとの見解をとっていた²⁸⁾。しかし、連合国によって自身の在外財産を処分された日本国民が、平和条約で請求権を放棄されたことを理由に、日本政府に憲法29条3項に基づいて補償を要求したことで、日本政府は異なる見解を示すようになった。

すなわち、平和条約で放棄されたのは国の外交的保護権であって、国民の請求権は放棄されていないという²⁹⁾。これは、国民の国内法上の請求権は存続しているので、財産を処分した連合国に補償を請求すべきであることを含意する。

これとは別に、原爆訴訟（下田事件）の東京地裁判決（1963年）が注目される。米軍による原子爆弾投下の被害者が、米国への賠償請求権の放棄への補償を日本政府に請求した事案である。

東京地裁は、原爆投下の国際法違反を認定した上で、平和条約で放棄された「日本国民の請求権」について、放棄されたのは外交的保護とする国の主張を否定した。外交的保護権は、国家の固有の権利であって、放棄された「日本国の請求権」に含まれる。それは手続的権利であるので、実体的権利である「日本国民の請求権」には含まれない。国家がその統治権の作用により、国民の国内法上の請求権を放棄することは可能である。国際法上の国民個人の請求権は条約によって、自身の名においてそれを主張す

ることのできる手続的保障が存在してはじめて認められるもので、平和条約は認めていないし放棄の対象ともしていない。判決は、放棄されたのは国民の国内法上の請求権であるとした。

そして、判決は、国内法上の請求権もその存在を認めることはできない(日本での米国を相手取った訴訟は主権免除の原則により提起できず、米国裁判所での救済は、米国の主権免責の法理及び1946年の連邦不法行為請求権法による軍の戦闘行為から生じた請求の除外により否定される)とした。ゆえに、原告は喪失すべき権利を持たない。従って、請求権放棄による国の責任は存在しないと結論づけた³⁰⁾。

その後、前述の国外残置財産の問題について訴訟が提起され、最高裁は1968年に訴えを退けた。それによれば、対日平和条約14条の趣旨は、連合国がその主権下に接収管理していた日本国民の資産を当該国が処分できることにあり、わが国は当該処分に対して、外交的保護権を行使しないことを約束させられたに過ぎないのだという³¹⁾。請求権放棄条項の解釈について政府見解を採用した。

1990年代以降、日本の裁判所でアジアなどの戦争被害者から日本の裁判所に賠償請求の訴訟が提起されるようになった(戦後補償裁判)。その要因には、アジア諸国の民主化、人権意識の伸張、グローバル化などが挙げられる³²⁾が、1991年8月27日の参議院予算委員会での柳井外務省条約局長の答弁も一つの要因であったとされる³³⁾。

この答弁は日韓請求権協定の解釈を示したものであるが、それによれば、同協定は日韓両国が外交的保護権を相互に放棄したものであるという。「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものでは」なく「政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることができない」との意味であるという³⁴⁾。この答弁は、国内法上の請求権は存続していて、国内裁判所への提訴が可能であることを含意する³⁵⁾。

戦後補償裁判として救済が求められた被害の内容は多岐にわたるが、朝鮮半島や中国からの強制連行・強制労働や、いわゆる従軍慰安婦について

のものが多く、ほかに民間人への残虐行為、連合国の捕虜の虐待などについての訴訟も提起された³⁶⁾。

これらの戦後補償裁判で当初、争点となったのは、被害の事実関係や請求権放棄ではなく、日本法上の論点であった。主に、民法上の消滅時効及び除斥期間（2017年に改正される前の724条³⁷⁾）であり、旧憲法下で妥当するとされた国家無答責原則³⁸⁾の問題である。

戦後補償裁判では、国際法の問題も争点となった。前述した陸戦条約3条の解釈である。オランダ元捕虜等損害賠償請求事件東京高裁判決（2001年）は、陸戦条約3条は賠償の相手方を明記しておらず、個人が国家に損害賠償を請求するにあたっての手續規定もない。条約締結時の国際法は、原則として国家のみを法主体と認め、個人は例外的に権利義務について具体的な規定が置かれた場合に認められる。個人が究極の受益者であるとしても、国家間の解決に委ねられ、個人に直接、賠償請求権を認めたわけではない。条約の起草過程からも、損害をこうむった個人に賠償請求権を与えることが意図されていたとはいえない。ゆえに、同条は国家間の賠償を規定したにとどまると判示した³⁹⁾。

戦後補償裁判が提起され、下級審レベルで判決が出される中で、米国で出された判決が影響を与えることになった。大戦中に強制労働に従事させられたと主張する元米国捕虜などによる、日本企業に対する訴えを棄却した、カリフォルニア北部地区連邦地裁判決（2000年）である。

同判決によれば、対日平和条約14条(b)は、「すべての賠償請求権」及び「戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた」連合国の「国民」の「他の請求権」を放棄すると規定している。この文言はきわめて広範で、制限や条件を含んでいない。原告の請求を包含していて、訴えの提起を阻害するという⁴⁰⁾。

本判決の後、日本政府の見解も変更された。国内裁判において対日平和条約の解釈について主張を行うようになった。上記オランダ元捕虜事件の控訴審において、政府は、平和条約14条(b)により、相互の請求権は完全に

最終的に解決され、連合国民の請求権も連合国によって放棄された。すなわち、日本国及び日本国民は、連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応じる法律上の義務が消滅したものとして、拒絶することができる。同条は日本の裁判所で直接適用できるもので、裁判上の請求も容認されないことになると主張した⁴¹⁾。

2001年の海老原外務省条約局長の国会答弁は、サンフランシスコ会議での個人請求権に関する日本とオランダのやりとり(後述)を参照して、オランダ元捕虜事件での国側主張、すなわち、平和条約14条(b)によって請求に应诉べき法律上の義務が消滅したもので、その結果、救済が拒否されるとの趣旨のとおりであると答弁した。平和条約で放棄されたのは外交的保護権であるが、その意味は、連合国において、連合国及び連合国民に対する日本国民の請求権が否認されても、当該連合国の国際法上の責任を追及することが平和条約の締結によってできなくなったということであると説明した⁴²⁾。

その後、請求権放棄条項の解釈について、日本の最高裁が判断を示すこととなった。西松建設事件最高裁第二小法廷判決(2007年)である。連行され強制労働の被害を受けたと主張する中国国民による企業への賠償請求の事案である。中国との関係で適用されるのは日中共同声明の請求権放棄条項であるが、最高裁は、対日平和条約は、賠償を相互に放棄することを前提に、具体的な賠償の取決めは各連合国と個別に行うという日本の戦後処理の枠組みを定めるもので、平和条約非当事国との賠償の処理と同様に、共同声明がこの枠組みによったものであるとして、同条約の請求権放棄条項について論じた。

それによれば、平和条約の枠組みは戦争状態を終了させ、将来の友好関係を築くという条約の目的を達成するためであるという。この枠組みを定めたのは、戦争の遂行中に生じた請求権の問題を、事後的個別的な民事裁判上の権利行使による解決に委ねたならば、将来どちらの国及び国民にとっても、締結時に予測困難な過大な負担を負わせ、混乱を生じさせるおそれ

があり、平和条約の目的の達成を妨げるとの考えによるという。

判決によれば、この請求権放棄の趣旨に鑑みれば、「放棄」は、請求権を実体的に消滅させることを意味せず、請求権に基づいて「裁判上訴求する権能」を失わせるにとどまると解されるという。条約上請求権が放棄されても、その内容などに鑑みて、債務者側が任意の自発的対応をすることは妨げられない。このことは、サンフランシスコ会議の際の日本の吉田茂首相のオランダ代表宛書簡に表明されているとおりでであるという。

最高裁は、日中共同声明5項も平和条約の枠組みによるものなので、日中戦争の遂行中に生じた中国国民の日本国または日本国民に対する請求権は、裁判上訴求する権能を失い、共同声明に基づく請求権放棄の抗弁が主張された場合は請求は棄却を免れないとした⁴³⁾。

3. 考 察

請求権放棄条項に関する日本政府の解釈は、日本国民の請求権の放棄が議論となった段階では、補償の問題を回避するために、国際法上国家が有する外交的保護権のみの放棄とし、国民の国内法上の請求権は存続しているとの解釈をとったものと思われる。

時代が下がって、戦後補償裁判で連合国などの国民から賠償が請求されるようになったが、先に外交的保護権のみの放棄との解釈をとった以上、連合国などの国民の請求権についても異なる扱いをすれば矛盾が生じる。そのため、請求権放棄条項によって請求提起を妨げることはできなくなった。

米国裁判所の判決後の政府見解は、国内法上の国民の請求権は存在するが、放棄によって請求に応ずる義務が消滅して、救済が拒否されるとの論理を提示した。立場の修正を図ったようにみえる。従前の見解で外交的保護権のみが放棄され、国内法上の個人請求権は消滅させていないと述べていたので矛盾はないようにみえる。しかし、個人請求権がそれに応じる義務を伴っていない権利であるというのは重大な制限であり、見解の変更といえる⁴⁴⁾。個人請求権は行使可能であるとの一定の期待を与えていたとも

考えられる。政府見解の変遷はその時々々の状況に左右された、一貫性を欠いたものである。

西松建設事件判決によって、請求権放棄条項の解釈は確定することになった。本判決も、国民の請求権の「放棄」は実体的権利を消滅させたのではなく、裁判上訴求する権利のみを消滅させたとした。請求に応じる義務はあるが訴訟で追及できない自然債務というに等しい⁴⁵⁾。実体的請求権の消滅に比べると、債務者の自発的対応ができる余地を残す解釈を選んだ点は評価できる⁴⁶⁾が、判断の一貫性の点では問題となる。

2001年の政府見解や最高裁判決が参照したのが、サンフランシスコ会議での日本とオランダとのやりとりと両国が交わした書簡である。すなわち、オランダが主張し日本がそれを確認した、条約が私権を剥奪し請求権を消滅させる効果を持つものではないが、条約の結果、連合国民の日本国及び日本国民への請求は満足を得られない。ただし、一定の請求権に日本政府が自発的に対処することはできるというものである（いわゆる「救済なき権利」論⁴⁷⁾）。しかし、日本とオランダの二国間の扱いをもって、それが平和条約の一般的な解釈であるとは当然にはいえないであろう⁴⁸⁾。

請求権放棄の解釈の相違は、前章でも参照したロシア債務問題の解決においてもみられた。1996年の合意覚書は、ロシアによる金銭の総額の支払いによって、すべての債権が最終的かつ包括的に解決されたものとみなされること、及び仏露両国が相互に、1945年5月9日より前に生じた金銭的及び物的債権を、自身で及びその自然人もしくは法人の名で、いかなる方法によっても他方に主張も支持もしないことを規定した。97年の補足協定も、債権の最終的解決の文言を再掲した上で、協定発効後は、いずれの当事国も、他方の当事国またはその自然人もしくは法人に対して、上記の債権に基づく行動をとらないことを規定した。

フランス政府は、協定を承認する法案の審議及び憲法院における関連法案の審理において、次のような意見を述べた。国家間の合意で第三者の私的債権を取り消すことはできず、仏露間の協定は私的債権を消滅させる効

果を持たない。国債保有者は引き続きロシア裁判所に訴えることができる。ただし、もはやフランスの外交的支持を受けることはできないという⁴⁹⁾。外交的保護権のみを放棄したとの考え方である。

ロシア政府は、国債保有者による駐仏ロシア大使館への支払い請求に次のように回答し、債務の存在を否定した。このような行為は、自身またはその自然人もしくは法人の名でいかなる方法でも債権を主張も支持もしないと規定した合意覚書の違反である。誤解が生じないように、関係者または司法手続に上記規定を説明するのはフランスの義務であるという⁵⁰⁾。

前述の De Dreux-Breze 事件決定は、申立人の主張にかかわらず、フランスが財産権（債権）自体を侵害したかどうかではなく、財産権の享有を侵害したかどうかの問題として検討し、協定によって債権が消滅していないと考えていたと推論できる⁵¹⁾。

このように、近年でも、国家間で私人の請求権を解決した条約において、外交的保護権のみの放棄か私人の請求権が消滅したかが議論になる場合がある。まずは、各条約の規定の文言（の通常の意味）をみる必要がある。

対日平和条約の請求権放棄条項は、原爆判決が指摘したように、文言上、国家の請求権と国民の請求権を区別しており、後者も放棄されているとみるのが自然である。国民に関する外交的保護権のみが放棄されていると解するのは文言に適合しない。放棄の対象は包括的である。締結時に認識されていなかった損害も含み、国際法違反であるかどうかも前提とされていない。戦争の過去を精算して将来の新たな関係を構築するために、一切の請求権の問題を解決しようとしたとの見解には一定の説得力がある⁵²⁾。

国民の請求権が放棄されているとして、それが国際法上の請求権か国内法上のそれかであるが、前章でみたように、当時の国際法において戦争損害に対する個人の賠償請求権は認められていなかったので、放棄されたのは国内法上の請求権である。国は対人主権を行使して国民の権利を消滅させることができる。国内法で創設された権利であれば国内法によって消滅させることが可能である⁵³⁾。

国民の国内法上の請求権が条約上放棄されているとして、その「放棄する」の意味するところは何かが問題である。他の枢軸国の戦後処理に関する条約の規定では、西ドイツに関するボン協定では訴えが受理不可能であると宣言し、対伊平和条約は国民の請求権の阻害と消滅を宣言した⁵⁴⁾。対日平和条約の放棄条項はそのように特定された内容を義務づけていない。放棄の意味は当事国に委ねられていると解される⁵⁵⁾。

その上で、請求権放棄条項が創設する権利義務を、自身及びその国民の請求権を放棄した国(放棄国という)と、自身またはその国民が放棄された請求の相手方となる国(被請求国という)とに分けて考察する。

放棄国については、放棄の約束によって、その国内的次元で、当然に自国民の請求権が消滅するわけではないし、消滅させる立法措置をとる義務も負っていない。国内での出訴を阻害する義務もない。具体的な行為を義務づけていない。ただ、その国の裁判所が、請求を認容して金銭賠償を裁定する結果のみが禁止されている。放棄条項が放棄国に創設する義務は、国際義務の多くがそうである、結果の達成を要求する義務(責任条文第一読草案でいう「結果の義務」)であって、実体的請求権消滅や出訴権の阻害など、自身の選ぶ方法で、結果として自国民の請求が満足を得られない状態を維持すれば十分である⁵⁶⁾。また、自国民が他国の裁判所に出訴することを禁止する義務も負っていない。

被請求国の場合、放棄条項によって、自国が放棄国及びその国民の請求に応じる義務、及び自国民を請求に応じさせる義務を負わないことになる。責任を免除されるという権利(国民にとっては利益)が創設されたとみることができ。請求権の放棄は放棄国の一方的行為であり、被請求国の側で、別途、その国内法上の放棄国国民の請求権を消滅させる措置をとることは義務づけられていないし、抽象的に国内法上の請求権を存続させてもかまわない。放棄国の場合と同様に、国内的にどのように取り扱ってもよい⁵⁷⁾。放棄国の国民が被請求国の裁判所に出訴した場合、救済を拒否しても、放棄国(国籍国)は、国の請求権すなわち外交的保護権を(根拠となる国民の請

求権とともに）放棄しているのです、（それが別途、裁判拒否のような国際違法行為を構成しない限り）その扱いに異議を唱えることはできない。

被請求国の側が請求に応じない（応じさせない）ことは権利であるので、逆に、これを放棄して任意で請求に応じることは可能である。国内法があるがままに適用して救済を付与できる場合、放棄国民の請求を認容することもできる。人道的理由により放棄国国民の戦争被害に救済を認めることも、あるいは特別の立法で特定の戦争被害の犠牲者に補償を付与することも、放棄条項は妨げていない⁵⁸⁾。

請求権放棄条項の国内法上の効果について付言すれば、かりにそれが実体的請求権消滅の意味を持っていたとしても、それが国内法体系において効果を持つかどうかは、各当事国の国内法に委ねられる。国際法の国内的効力を認めるか否かは国によって異なる。条約による私権（不法行為債権）の消滅を認めるかも各国の法制度による。また、国際規則の国内裁判所での適用に、それが国内法による補完・具体化なしに適用できるという、いわゆる自動執行力（直接適用可能性）の追加的要件を要求する国もある。国毎に異なる条件を充足してはじめて放棄条項が国内的に効力を持つことになる⁵⁹⁾。

上記の考察からいえば、日本の法体系における連合国民の請求権の扱いは、日本法に委ねられる。それは請求に応じない権利であって、救済の付与を拒否することもできるが、逆に任意で救済を付与することも可能であった。日本法上、請求権を消滅または阻害する措置はとられてこなかったもので、もし国家無答責原則や除斥期間のような障害が適用されず、国内法の通常の適用により請求権が存在するのであれば、救済を付与することも可能であった。

結論に代えて

戦後補償裁判の状況は、国際法が原則として国家間の法であったことの

帰結である。当時において、個人の保護は国家の外交的保護を通じてのみなされるとされていたのであり、国籍国がそれを提起しない、あるいは放棄すれば、個人の被害は救済されない。武力紛争法違反に対する賠償責任の規則も当時の国際法に照らしてみれば、国家間での賠償の付与を想定しているように思われる。請求権放棄条項の解釈は様々であるが、どちらにせよ、個人の戦争被害の救済は重視されていない。国際法が国家中心で作られていることの証左である。

しかし、第二次大戦後は国際法の状況は変化した。現代国際法では国際法上の人権が個人に認められている。それは個人の権利であり、その侵害に国(国籍国を含む)は効果的救済を確保する義務を負う(自由権規約2条3項など)。すなわち、被害者は人権侵害に対して侵害国から救済を受ける権利を有する。直接、侵害国から効果的救済を得る権利がある。国際的手続を通じた人権の保障は、自由権規約選択議定書のように、人権条約の締約国にとって任意のもので、また非司法的なものにとどまっている。しかし、救済を受ける権利は国際的手続と無関係に個人に属する権利であって、国籍国が処分することや放棄することのできないものである。放棄する合意を結んでも被害者である個人を拘束しない⁶⁰⁾。それは国の外交的保護権の裁量にも影響を及ぼしつつある⁶¹⁾。

武力紛争法も第二次世界大戦の経験を踏まえて変質した。交戦国の利益や軍事的必要だけでなく、捕虜や文民といった戦争犠牲者の保護の人道の要請も重視されることになった。1949年のジュネーブ諸条約は、その重大な違反に関して、条約締約国が「自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない」と規定する(第一条約51条など)。これは、交戦国が賠償責任を放棄することや、交戦国間で賠償を放棄するような合意を締結することを禁止する趣旨であると解される⁶²⁾。

1977年に採択されたジュネーブ諸条約第一追加議定書91条は、陸戦条約3条と同内容の規定であるものの、(上記の発展にもかかわらず)個人の賠償

請求権を認めたものではないと解される⁶³⁾。

しかし、現在の国際法においては、新たな実行が生じつつある。2005年に国連総会が採択した「国際人権法及び人道法の重大な違反の犠牲者の救済及び賠償の権利に関する基本原則及びガイドライン」（決議60/147付属書）は、こうした違反を構成する行為によって被害を受けた個人が、司法へのアクセス、受けた侵害に対する適切、実効的かつ迅速な賠償（金銭賠償やリハビリテーションを含む）などの救済を受ける権利を有すると規定した⁶⁴⁾。

注目されるのはその前文で、陸戦条約3条、第一追加議定書91条並びに国際刑事裁判所規程68条及び75条に国際人道法違反の犠牲者の救済に対する権利が見出されるとしていることである。この基本原則及びガイドライン自体が新たな国際法規則の確立の契機となるだけでなく、後に生じた実行（条約法条約31条3項(b)）として、武力紛争法違反の国の賠償責任の原則の解釈を変更する可能性もある⁶⁵⁾。武力紛争法にも人権の影響が及び、個人の救済がはかられるものになりつつあるといえることができる⁶⁶⁾。

日本の戦後補償に関しては、前述したように、請求権放棄条項の意味するところが何であれ、被請求国の側の任意の金銭賠償支払いは禁止されていない。日本法上、請求権が存在するとして、請求権放棄条項は国内的に請求権を当然に消滅させる効果を持つわけではない。西松建設判決によって確定した解釈においても、債務者側は任意の支払いは妨げられない。

賠償請求に応じる法的義務はないとしても、立法によって日本が道義的責任を果たすべきことも考慮されるべきであろう。大戦後の国際法の発展（特にジュネーブ諸条約の重大な違反への賠償請求放棄の禁止）を考慮して、特に重大な非人道的行為について特別に補償を付与することもありえた⁶⁷⁾。

特に、対日平和条約14条(a)が、日本の資源は、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、完全な賠償を行うためには現在充分でないとして規定したことにも留意すべきであろう。平和条約署名時とは事情が変化し、日本が戦後、経済的繁栄を享受したことによって、その加害に応答しなかったことの道義的正統性が揺らいできたといえる⁶⁸⁾。

- 1) 本稿は、2023年10月の立命館アカデミックセミナーでの講演内容に加筆したものである。講演は日韓請求権協定と韓国大法院の徴用工判決についても論じたが、紙数の都合で割愛した。萬歳寛之「日韓請求権協定と韓国徴用工判決」論究ジュリスト30号(2019年)67頁などを参照。
- 2) 拙稿「外交的保護と個人の地位(1)」「同(2)」「同(3)」「同(4・完)」立命館法学403号(2022年)559頁、408号(2023年)510頁、413号(2024年)383頁、414号(2024年)136頁。
- 3) 外交的保護の請求の内容は、国民の国内法上の権利を範型にすることが多い(拙稿・前掲(1)576頁)が、国際法上の外国人の待遇の最低基準の違反に基づくものである。在留国の国内法の違反がない場合でも最低基準の違反を主張できる(そうでなければ在留国が恣意的に私権を廃止することを許すことになる)し、国内法上の権利を参照し内容が同一であっても、国際法独自の法益が主張されているとみるべきである。
- 4) 常設国際司法裁判所のマプロマチス・パレスチナ特許事件判決(1924年)、*PCIJ Series A*, no. 2, p. 12; 国連国際法委員会の外交的保護条文2条。
- 5) 同上14条1項。
- 6) Reproduced in Décret n° 98-366 du 6 mai 1998, *J.O.R.F.*, 15 mai 1998, p. 7378.
- 7) S. Touzé, *La protection des droits des nationaux a l'étranger* (2007), p. 249.
- 8) パリ行政裁判所1993年12月17日判決、reproduced at ECHR, *De Dreux-Breze v. France*, App. no. 57969/00.
- 9) *Ibid.*
- 10) 19条(c)。拙稿・前掲(2)510頁、同(3)405頁参照。
- 11) 田畑茂二郎「個人の国際法主体性に関する論争について(二・完)」法学論叢36巻2号(1937年)315頁。
- 12) 田畑茂二郎『国際法新講 上』(東信堂、1990年)65頁。なお、国内裁判所が(国際法の機関として)個人の国際的権利義務を実施する場合、当該国内手続によって個人の法主体性が認められるとの見解もある。杉原高嶺『国際法学講義(第2版)』(2013年)46頁。
- 13) 横田喜三郎『国際法 上巻(改訂第四版)』(有斐閣、1938年)。常設国際司法裁判所のダンチヒ裁判所管轄権事件勧告的意見(1928年)は、国際協定はそれ自体、直接、個人に権利義務を創設することはないが、締約国の意思において、協定の目的が個人の権利義務を創設し及び国内裁判所によって適用されうる規則の採択でありうること、当事国の意思は協定の文言及び一般的趣旨に示されることを判示した。*PCIJ Series B*, no. 15, p. 17。この判示は、国際法による個人の権利義務の創設は、少なくとも国内裁判所での手続的保障を要すると解釈することもできるが、単に国際法が国の意思次第で直接、個人の権利義務を創設することができることも解されうる。
- 14) 広瀬善男「戦争損害に関する国際法上の個人請求権」法学研究69号(2000年)166頁参照。現在、日本は自由権規約選択議定書などの人権条約の個人通報制度、すなわち国際的手続を受諾していない。通説に従えば、日本の管轄下にある個人が人権を享受していない矛盾が生じる。阿部浩己「ハーグ条約」の適用可能性」同『人権の国際化』(現代人文社、1998年)260頁参照。手続的権利の存在が実体的権利の存在を推論させうるが、論理的には、手続的権利なしに実体的権利が付与されることもありうるし、実体的権利なしに(国家の権利を援用する)手続的権利のみが付与されることもありうる。

- 15) *ICJ Reports 2001*, p.494, para. 77.
- 16) 本条の内容は国際慣習法化しているとされる。J.-M. Henckaerts and L. Doswald-Beck (eds.), *Customary International Humanitarian Law*, vol.1 (2005), p. 541.
- 17) 否定に解する説が有力であるとされる。J. Pictet (ed.), *Commentary. IV Geneva Convention Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War* (1958), p. 603; P. d'Argent, *Les réparations de guerre en droit international public* (2002), p.784. 肯定説として、R. Bank and E. Schwager, Is there a Substantive Right to Compensation for Individual Victims of Armed Conflicts against a State under International Law?, *German Yearbook of International Law*, 2006, p.367.
- 18) F. Kalshoven, State Responsibility for Warlike Acts of the Armed Forces, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 40 (1991), p. 827.
- 19) C. Tomuschat, Specificities of human rights law and international humanitarian law, in R. Kolb and G. Gaggioli (eds.), *Research Handbook on Human Rights and Humanitarian Law* (2013), p. 206. また、小寺彰「専門意見書」藤田久一ほか編『戦争と個人の権利』（日本評論社、1999年）83頁。
- 20) 米国では、Tel-Oren 事件判決が、陸戦条約は交戦国の利益に向けられたもので、個人に司法的執行の権利を付与したものと解釈されないと判示した。*Tel-Oren v. Libyan Arab Republic*, 726 F. 2d 774 (D.C.Cir. 1984). 連邦最高裁が、（陸戦条約を念頭に）その違反に金銭賠償の支払いを規定する一定の条約が金銭賠償の私的権利を創設していないと判示し（*Argentine Republic v. Amerada Hess Shipping Corp.*, 488 U.S. 428 (1989)）、それを受けて、陸戦条約が条約違反に損害賠償を求める権利を個人に付与していないと判示された。*Goldstar v. United States*, 967 F. 2d 965 (4th Cir. 1992) ; *Princz v. Federal Republic of Germany*, 26 F. 3d 1166 (D. C. Cir. 1994).
- ドイツでは、デリストモ村虐殺事件に関するギリシア最高裁判決の承認執行の申立てを棄却した、連邦通常裁判所（BGH）判決は、国家間の法としての伝統的国際法の観念は、個人を国際法主体として扱っておらず、個人に、国家の権利である外交的保護を通しての間接的な保護しか付与していないと述べ、この「国家の排他的権限の原則」が本件に適用されると言明した。陸戦条約の締約国間での適用を規定する同2条に言及して、同3条は交戦国の他の交戦国に対する賠償責任を規定していると判示した。BGH, Urt. v. 26.6.2003, III ZR 245/98, NJW 2003, 3488; Translated at *International Law Reports* (hereinafter *ILR*), vol.129, p.556. この判決への憲法異議を不合法とした連邦憲法裁判所決定も、陸戦条約3条は、個人を保護し人権を間接的に保護するものであるが、英文テキストの“if the case demands”（必要な場合には。仏語正文は「損害アルトキハ」）との制限的文言から、自動執行力を持たず、個人の請求権の根拠とみなされえない。個人の国際法主体としての承認及び人権保護の発展にかかわらず、国の国際違法行為に対する二次的賠償請求権はなお本国に留保されていると判示した。BVerfG, Beschl. v. 15. 2. 2006, 2 BvR 1476/03, NJW 2006, 2542; Translated at *ILR*, vol. 135, p. 186. 日本の判決は後述する。
- 21) ドイツ連邦憲法裁判所のアウシュビッツ強制労働事件決定は、個人は国際法主体性を持たず間接的に保護されるに過ぎず、人道法違反の場合の請求権も本国に属するとしつつ、国内救済完了原則にみられるように、国際法違反に対する個人への金銭賠償付与を妨げる一

般国際法原則（国家の排他的権限の原則）は存在せず、国が国内法により個人に国内裁判所を通じて大戦中の国際法違反に対する金銭賠償を受ける権利を付与することは妨げられない（国家と個人の「請求権の平行性」）と判示した。BVerfG, Beschluss vom 13.5.1996, 2 BvL 33/93, BVerfGE 94, 315.

- 22) d'Argent, *op. cit.*, p. 132; F. Arndt, Peace Settlements after World War II, in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (2012), vol. 9, p. 99. また、トーマス・ヴェルテンベルガー「第二次大戦後におけるドイツの賠償問題」自由と正義44巻9号（1993年）29頁参照。
- 23) d'Argent, *op. cit.*, p. 240; A. Gattini, *Le riparazioni di guerra nel diritto internazionale* (2003), p. 333. 敗戦国の請求権放棄条項は、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニアの平和条約も同様である。この放棄が連合国民に対する請求権も放棄しているかは明確でないが、米伊間の了解覚書（1947年8月）で、イタリアは、米国の政府及び国民がイタリア国民からの請求に応じる責任を免れることを承認した。米国裁判所は、対伊平和条約76条がイタリア国民の請求を阻害すると判示し、国民の請求権の放棄はイタリアによる自国民への補償義務の規定及び了解覚書から確認されるとした。Neri v. United States, 204 F. 2d 867 (2nd Cir. 1953).

なお、対伊平和条約77条4項は、イタリアが、1939年9月1日以降に生じ1945年5月8日に未解決であった、ドイツ及びドイツ国民に対するあらゆる請求権をイタリア及びイタリア国民のために放棄することを規定した。イタリア破毀院は、平和条約は47年11月の臨時国家元首令で執行に付され、公布によって77条4項の放棄はイタリア国民に効力を及ぼすこと、イタリア政府の補償義務の有無は議論の余地があるが、条約発効後はイタリア国民のドイツの国家、自然人、法人さらに事実上の社団に対する、条約に規定された請求の訴訟追行を不可能にし、イタリア裁判所は（本案手続の前に職権で）裁判権の不存在を宣言しなければならぬこと、条約の第三者効の問題があるが、平和条約は対等な立場で締結されたものではなく、第三国（ドイツ）に利益（国民への裁判権の不行使）を与えるのは許容されること、請求は45年5月8日時点で訴訟が係統中のものに限られないこと、放棄はドイツ国及び国民に対する請求に限られ、同一の法的関係（本件では連帯債務）のドイツ国民以外の当事者への訴訟は追行可能であることを判示した。Cassazione, 22 febbraio 1953, *Soc. Ilva c. Cavinato*, reproduced at *Rivista di diritto internazionale*, vol. 36 (1953), p. 453. イタリアは、1961年に西独と締結した「経済的及び財産的問題の解決に関する条約」で、45年5月8日に未解決であった西独及びその国民に対するすべての請求権は解決されたと宣言し、すべての訴訟または請求から免除すると約束した。破毀院は、平和条約で放棄された請求権に戦争犯罪の犠牲者遺族の精神的損害の賠償請求は含まれず、61年条約は締結時に提起されていなかった請求及び経済的財産的でない請求には適用がないと判示して、大戦中の虐殺に関するドイツへの請求を認めた。Cassazione, 13 gennaio 2009, n.1072, *Milde*, reproduced at *ibid.*, vol.92 (2009), p.618.

西ドイツでは、BGHが、西独は対伊平和条約に未署名であるがロンドン債務協定によってドイツ裁判所により尊重されること、請求権放棄について連合国は広範な規範を創設し運用に委ねたこと、請求権が民法上の意味で消滅したか条約の有効期間中司法上主張しえないかを決定する必要はないこと、放棄された請求権の債権者は裁判所に給付の訴えも確

認の訴えも提起しえないことを判示した。Urt. v. 14.12.1955, BGHZ 19, 259. ベルリン上級裁判所は、対ハンガリー平和条約のハンガリーがドイツへの請求権を放棄する規定（対伊条約と同内容）によって、ハンガリー国民の請求権は、手続的な阻害や暫定的な出訴制限ではなく、存在をしなくなったと判示した。ハンガリーから追放されたユダヤ人に属する家財の原状回復事件1965年7月2日判決、reproduced at *ILR*, vol.44, p. 301.

- 24) 1945年7月のポツダム宣言第11項で賠償に関する方針が示されているが、サンフランシスコ会議での米英案ではより寛大な方針がとられた。d'Argent, *op.cit.*, p. 267.
- 25) それ以外に、平和条約署名前に再軍備に資する日本の設備などの移転（中間賠償）も行われた。国際法事例研究会『戦争賠償』（ミネルヴァ書房、2016年）4頁。
- 26) 平和条約の当事国のうちフィリピンとベトナムには14条(a)1に基づく賠償を実施し、その他の国にも無償供与や借款などの名目で戦後処理を行った。当事国とならなかった連合国（ビルマ及びインドネシア）にも賠償を支払った。詳細は国際法事例研究会・前掲書参照。
- 27) 日本は最初は中華民国（台湾）政府と日華平和条約を締結したが、請求権の問題は特別取極の主題とする規定することとなり、その後中華人民共和国政府への政府承認の切り替えが行われた。中国との賠償問題の詳細は、浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』（東信堂、2015年）参照。
- 28) 小畑郁「請求権放棄条項の解釈の変遷」芹田健太郎ほか編『国際人権法と憲法』（信山社、2006年）365頁。
- 29) 林法制局長官答弁、第40回衆議院外務委員会会議録第21号（昭和37年4月4日）25頁。小畑・前掲論文367頁参照。
- 30) 東京地判昭和38年12月7日下民集14巻12号2435頁。
- 31) 最大判昭和43年11月27日民集22巻12号2808頁。判決は、連合国の占領下にあった日本にとって、主権の回復は平和条約の締結の成否にかかっている、対等に交渉できる立場になかったこと、在外資産の賠償充当も国民がひとしく受忍しなければならない戦争損害に含まれ、これに対する補償は憲法の予想しないものであったという。
- 32) 藤田久一「戦後補償の理論問題」芹田ほか編・前掲書287頁。
- 33) 山手治之「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項（一）」京都学園法学1号（2001年）3頁。
- 34) 第121回参議院予算委員会会議録第3号（平成3年8月27日）10頁。
- 35) 在外資産への補償問題とは文脈が異なる（相手国の処分行為があるなど）にもかかわらず見解が維持されたことを指摘するものとして、小畑・前掲論文377頁。
- 36) 戦後補償裁判の概要について、浅田正彦「日本における戦後補償裁判と国際法」ジュリスト1321号（2006年）26頁。2003年までの裁判のリストについては、法律時報76巻1号（2004年）42頁（松本克美作成）。また、宮坂昌利「判解」最高裁判所判例解説民事編・平成19年度（上）（2010年）443頁のリストも参照。戦争被害の内容については、日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』（明石書店、1994年）参照。国際法上の論点の分析として、五十嵐正博「日本の「戦後補償裁判」と国際法」国際法外交雑誌105巻1号1頁。

なお、戦後補償裁判と一括されるが、朝鮮半島出身者による訴訟については注意が必要である。日本の旧植民地の住民との関係は、日本と連合国との間で適用される戦争法の適用がない。国際法に基づく主張をするのであれば、戦争法以外の規則を援用する必要があ

る。特に従軍慰安婦関係の訴訟では、奴隷制廃止の国際慣習法（1926年の奴隷条約の慣習法化）、1910年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」及び1921年の「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」の売春目的の婦女の詐欺、暴行もしくは脅迫による勧誘または誘拐を処罰する義務、並びに1930年の強制労働条約（ILO29号条約）の強制労働廃止義務などが援用された。阿部浩己「慰安婦問題と国際法」同・前掲書236頁参照。国際法が援用されるのは日本法上の障害を克服する目的もあるが、これらの義務の違反があるとして、それが個人の国際法上の賠償請求権の根拠となるかは論点である。

- 37) 松本克美『消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（2012年、日本評論社）169頁参照。
- 38) 岡田正則「国家無答責の法理と戦後補償請求訴訟」法の科学37号（2006年）186頁、西莖章「国家無答責法理の歴史の変遷と戦後補償」公法研究73号（2011年）121頁参照。また、戦後補償裁判では、国会による救済立法の欠如が違憲な立法不作為であるとの主張もなされた。内藤光博「憲法訴訟としての戦後補償裁判」国際人権15号（2004年）40頁参照。関釜元慰安婦訴訟山口地裁下関支判平成10年4月27日判時1624号24頁など、下級審判決の中にはこうした障害を克服して請求を認容したものがある。
- 39) 東京高判平成13年10月11日訟月48巻9号2123頁。また、英国等元捕虜等補償請求事件東京高判平成13年3月27日判時1802号76頁は、個人の法主体性を認めるためには、条約に個人が締約国に直接、権利の保護・救済を求めることができる旨が明記され、かつ、条約自体または国内法に保護・救済のための実効的手続が定められている場合に限られるとし、陸戦条約3条はどちらの規定も置いていないとした。重慶大爆撃訴訟東京地判平成27年2月25日訟月61巻9号1737頁は陸戦条約1条の締約国の訓令発出義務に言及して個人の権利性を否定した。
- 40) 判決は、条約の交渉過程は、請求権問題を一度に解決することを目標としたという。将来の請求提起の可能性を残すのは平和の永続の障害となる。米国は、安定した民主的な日本が共産主義への防波堤として重要であると認識して、日本の賠償責任を限定することを条約の基礎に置く政策をとった。条約を承認した連邦議会も、条約が個人に直接の権利を付与せず、米国民は議会で救済を求めなければならないとして、1948年の戦争請求権法制定による補償の付与にいたったという。In re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation, 114 F. Supp. 2d 939 (N. D. Cal. 2000).
- 41) 訟月48巻9号2133頁。
- 42) 第151回参議院外交防衛委員会会議録4号（平成13年3月22日）13頁。この答弁を分析したものと、和仁健太郎「国家による個人請求権の処理権能」国際法外交雑誌121巻（2022年）10頁。オランダ元捕虜事件東京高裁判決は、日本とオランダのやりとりや米国連邦地裁判決を参照して、平和条約14条(b)は、相互の請求権の問題を終局的に解決したもので、連合国民国民の実体的請求権も消滅したと判示した。
- 43) 国家は対人主権に基づいて個人の請求権を処理できるとも判示した。最（二小）判平成19年4月27日民集61巻3号1188頁。同日の同内容の判決として、中国人慰安婦賠償請求事件最（一小）判裁時1435号12頁。
- 44) 山下恭弘「続・空襲被害者と国際法」平覚ほか編『国際法のフロンティア』（日本評論社、2019年）376頁。
- 45) 調査官解説である宮坂・前掲論文423頁。最高裁の立場は、外交的保護権の放棄によって

個人の国内法上の請求権行使が実際上困難になったとする「外交的保護権のみ放棄説」とは異なり、「外交的保護権の放棄とは別に（あるいはその反映として）国内法上も法的に権利行使が阻害される」「権利行使阻害説」であるという。

- 46) 申恵丰「国際人権法および人道法の違反に対する責任と救済」坂元茂樹編『国際立法の最前線』（有信堂、2009年）425頁。
- 47) 国際法事例研究会・前掲書114頁。分析したものとして、浅田正彦「対日平和条約における「国民の請求権」の放棄」法学論叢162巻1-6号（2008年）59頁。
- 48) 五十嵐正博「サンフランシスコ条約と中国」法律時報80巻4号（2008年）91頁。当事国でない中国が対日平和条約に拘束される結果となることの問題も指摘する。さらに、平和条約26条との関係や司法にアクセスする権利の否定となる問題を指摘するものとして、阿部浩己「サンフランシスコ平和条約と司法にアクセスする権利」同『人権／人道の光芒』（信山社、2024年）175頁。
- 49) Décision n° 99-425 DC du 29 décembre 1999, Observations du gouvernement. ヘルサイユ大審裁判所の命令（1999年4月23日）も、債権の有効性を前提として、外交免除を理由にロシア財産保全の申立てを却下した。Reproduced at *De Dreux-Breze v. France*.
- 50) Reproduced at *ibid.*
- 51) 財産権の侵害は1918年にソ連によって行われたことや、外国政府との金銭的取引の不確実性や80年間回収の見込みがなかったなど財産としての価値が乏しいこと、財産権の侵害の場合でも完全な補償が保障されるわけではないことも指摘している。
- 52) 広瀬善男『捕虜の国際法上の地位』（日本評論社、1990年）51頁参照。
- 53) 和仁健太郎「戦後補償問題における「国際法上の」個人請求権の意義」国際公共政策研究26巻2号（2022年）144頁参照。
- 54) 仏露協定のように、締約国が国民の債権を支持しないと定式であれば、債権は存続していると解釈できるし、（対伊条約のように）放棄国がその請求権を放棄した国民に補償の支払いを義務づけられる場合は、実体的請求権の消滅が推論される。日韓請求権協定の国民の請求権について「いかなる主張もすることはできないものとする」の規定について、請求権は消滅しておらず、行使に応じる義務がないと解するものとして、山手治之「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項（2）」京都学園法学43号（2004年）177頁。韓国大法院・徴用工事件判決（2012年）は、日本が「財産」を消滅させた請求権措置法を協定のみで消滅しないことの証拠とした。
- 55) 注（23）のBGH判決参照。
- 56) 原爆判決が指摘したように、外国に対する請求であれば、訴えは主権免除の規則によっても阻害される。参照、国際司法裁判所・国家の裁判権免除事件判決、*ICJ Reports 2012*, p.99. また、韓国大法院の徴用工事件判決（2018年）も、被徴用者の被害の請求権が請求権協定の放棄の対象に含まれているがゆえに賠償金裁定の結果が問題となる。
- 57) 請求権の放棄（あるいは外交的保護のみの放棄）から国内的な裁判上訴する権能の消滅を論理的に導くことは不可能であると指摘されるが、必然的な帰結はなく、被請求国の裁量である。

近年の有力な学説は、国内法上の請求権の放棄について、それがどの国の国内法であるかを問題にする。小畑・前掲論文379頁及び和仁「個人請求権の処理権能」1頁参照。一国

の国内法での請求権の消滅を他国が国内法上承認する義務を負うのであれば単純であるが、原爆判決が日米両国法上の請求権を論じたように、国内法(国際裁判管轄及び抵触法の規則を含む)が許容する範囲でどの国内法でも不法行為債権は存在しうる。財産権に関しては所在地国の扱いが重視されるが、承認する義務はないとされる。国際法違反の国有化の事例であるが、出光興産事件東京高判昭和28年9月11日下民集4巻9号1265頁参照。なお、一般的に国際私法規則では不法行為の準拠法を不法行為地国とするが、法廷地国法を併用する国もあれば、不法行為地国としない国もある。法適用通則法17条は原則として結果発生地法とした。

第三国の立場にある平和条約の当事国については、他の当事国の請求権放棄に直接義務を負ってはいないが、当該国の裁判所に放棄国国民の訴訟が提起された場合に、被請求国の権利を保護して請求を認容しない義務を負うといえるかもしれない。

- 58) 注(21)の強制労働事件参照。このことは、「請求権の問題は最終的に解決されたとみなされる」や国民の訴訟の提起を阻害する文言の場合も同じで、自発的な金銭賠償支払いは禁止されていない。
- 59) 松田浩道『国際法と憲法秩序』(東京大学出版会、2020年)は、従来の自動執行力に代わる新たな枠組みを提示しているが、条約が私人の自由と財産を侵害する場合は、法律制定と比較しての条約締結手続の民主的正統性の弱さから、行政法の侵害留保説に基づき法律の根拠が必要であるとする。同179頁。これに依拠すれば、日本法における請求権または訴訟権の消滅には立法が必要であることになる。
- 60) 拙稿・前掲(3)397頁参照。
- 61) 重大な人権侵害の場合に外交的保護の行使を考慮する義務があるとの国内判例がある。拙稿・前掲(4・完)142頁。また、筆者は、外交的保護において個人の人権を援用することによって一定の制約が生じることを論じた。同(3)395頁。
- 62) 申恵丰「重大人権侵害の救済と国際法」国際人権15号(2004年)37頁。権利制限・放棄禁止条項(第一条約6条及び7条など)からも帰結される。広瀬・前掲書38頁参照。
- 63) Y. Sandoz et al. (eds.), *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (1987), p. 1056. 人道法上の実体的権利は個人に付与されているが、その侵害に対する賠償の二次的権利は国に付与されるとの見解として、ドイツ連邦憲法裁判所のイタリア人軍事被抑留者事件決定、BverfG, Beschl. v. 28. 6. 2004, 2 BvR 1379/01, NJW 2004, 3257.
- 64) 本基本原則及びガイドラインについての詳細は、申「国際人権法および人道法の違反に対する責任と救済」405頁。また、古谷修一「国際人道法違反と被害者に対する補償」ジュリスト1299号(2005年)64頁参照。国際法協会の2001年決議「武力紛争犠牲者に対する賠償」もこのような権利を認めた。International Law Association, *Reports of the Seventy-Fourth Conferences* (2010), p. 19.
- 65) Bank and Schwager, *op. cit.*, p. 383. ダルフール紛争に関する国連国際調査委員会の報告書(2005年)は、国際人道法の違反国が金銭賠償を支払う義務は、陸戦条約及びジュネーブ諸条約の採択時においても、締約国が他の締約国に負う義務と理解されていたが、人権法の出現、特に救済を受ける権利の存在がこの分野に大きな影響を及ぼし、重大な人権侵害(戦争犯罪、人道に対する罪及びジェノサイド)の損害に被害者が賠償を受ける権利が

慣習法上存在しているという。UN Doc. S/2005/60, paras. 591-600. パレスチナ分離壁建設法的効果事件勧告の意見は、壁建設によって財産に損害を受けた私人にイスラエルが金銭賠償を支払う義務を負うと判示し（*ICJ Reports 2004*, p. 198, paras. 152-153）、この判示が個人の権利を認めたとの解釈がある（Bank and Schwager, *op. cit.*, p. 383）。しかし、陸戦条約の議論と同様に、個人への金銭賠償の支払いが直ちに個人の権利を意味するとは限らない。

なお、戦争損害に対する個人の請求権を認めることに対して、国籍国とのいわば「二重払い」の可能性を指摘する見解がある。Tomuschat, *op. cit.*, p.209. しかし、先に被害者の請求権に満足を与えれば、外交的保護権はその根拠を失って本国はそれを行使できず、先に国籍国に支払えば被害者に移転する義務を負う（拙稿・前掲（3）403頁参照）と考えられる。

- 66) 武力紛争法の違反が同時に人権の侵害を構成する限り、被害者は人道法の違反について人権侵害の救済を受ける権利を主張できるとの見解がある。M. Sassóli, *International Humanitarian Law* (2024), p. 98.
- 67) 小畑・前掲論文381頁参照。日本の加害では戦争の必要では正当化できないきわめて広範な非戦闘員の殺害や虐待が行われた。なお、本文で述べたのは国際法の発展を考慮することであって、その遡及適用ではない。坂元茂樹「韓国大法院徴用工判決に関する覚書」平ほか編・前掲書327頁参照。
- 68) このような観点も踏まえて立法政策的解決に言及するものとして、坂元茂樹「戦後補償裁判が問うもの」法律時報71巻4号（1999年）1頁参照。戦争被害受忍論が適用されるはずの日本国民の元軍人・軍属には給付を行ってきたことも留意される。なお、（西）ドイツの補償政策を想起して、人道に対する罪を構成する被害について（被害者の国籍を問わず）救済することを示唆するものとして、広渡清吾「戦後補償の法理論的問題」法と民主主義300号（1995年）7頁。いわゆる従軍慰安婦の被害は、その性格上、締結時に認識されていなかっただけでなく、戦後の長い間、被害者が沈黙することを余儀なくされたもので、救済の道義的必要性があった。（それが十分に適切であったかは別として）アジア女性基金の設立や韓国政府が設立した財団への資金拠出など（法的義務としてではない）一定の措置がとられたところである。